

平成 27 年(ワ)第 255 号, 平成 28 年(ワ)第 11, 138, 253 号, 平成 29 年(ワ)第 18, 129 号「ふるさとを返せ津島原発訴訟」原状回復等請求事件【第 1～6 次訴訟】

原告今野秀則ほか 668 名

被告国・東京電力ホールディングス株式会社

【第 10 回口頭弁論期日：2017.11.17 金 14:00～】

## 原告ら第 29 準備書面

～被告東京電力準備書面（5）に対する反論（2）：低線量被ばくに関する「国際的な科学的知見」について～

福島地方裁判所郡山支部民事訴訟合議係御中

2017（平成 29）年 11 月 6 日

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明 代

弁護士 小 野 寺 利 孝 代

弁護士 大 塚 正 之 代

弁護士 原 和 良 代

弁護士 白 井 劍

## 目次

第 1	はじめに .....	3
1	被告東京電力準備書面（5）第 4 以降について .....	3
2	本書面の目的 .....	3
第 2	ICRP が第三者機関ではないこと .....	4
1	ICRP の目的は，原発前提の基準作りであること .....	4
2	日本人 ICRP メンバーの所属機関について .....	5
	（1）荻野晴之氏 .....	5
	（2）小笹晃太郎氏 .....	5
	（3）酒井一夫氏 .....	6
	（4）佐藤達彦氏 .....	6
	（5）伴信彦氏 .....	6
	（6）本間俊充氏 .....	7
	（7）遠藤章氏 .....	7
	（8）佐藤大樹氏，斎藤公明氏，栗原千絵子氏 .....	8
	（9）米倉義晴氏 .....	8
	（10）浜田信行氏 .....	8
	（11）保田浩志氏 .....	8
3	ICRP の基準は，原発推進団体に所属するメンバーが関与して策定されていること .....	9
第 3	ICRP の基準は，客観的危険性によって決められた基準ではないこと .....	11
第 4	IAEA 国際フォローアップ最終報告書及び原子力規制委員会等の評価について .....	14
第 5	UNSCEAR 及び 2013 年国連総会報告書について .....	15
第 6	まとめ .....	17

## 第 1 はじめに

### 1 被告東京電力準備書面（5）第 4 以降について

被告東京電力は、準備書面（5）第 4 の 1 において放射線防護の考え方として、ICRP（国際放射性防護委員会）の考え方を紹介し、同 2 において、100 ミリシーベルト未満の低線量被ばくのリスクについて論じている。そして、同 3 において、日本の放射線防護体制について触れ、同 4 において、ICRP の勧告を踏まえて福島県内の学校等の校舎・校庭の利用に関する取扱いを決めたことを記載し、同 5 において、IAEA 国際フォローアップミッション最終報告書、同 6 において、原子力規制委員会の見解に触れ、最後に同 7 として、以上のまとめとして、「いかなる線量でもリスクは存在するという予防的な仮定に立って、人体にとってより安全サイドになるように定めるとともに、事故時においては、100 ミリシーベルト以下の水準において線量管理を行うことが許されるものとしているのである。」とする。そして第 5 において、以上に述べた「放射線の健康影響に関する国際的な科学的知見の内容」が報道されている旨を述べ、最後に第 6 において、UNSCEAR 報告を引用している。

### 2 本書面の目的

そこで、本書面においては、以下に述べるとおり、ICRP が第三者機関ではないこと（第 2）、ICRP の基準は、客観的危険性によって決められた基準ではないこと（第 3）、IAEA 国際フォローアップ最終報告書（第 4）及び UNSCEA 報告（第 5）も、ICRP の知見と同じであることを示し、これらの「国際的な科学的知見」というものが、決して低線量被ばくの安全性を明らかにするものではないことを明らかにする。

## 第2 ICRPが第三者機関ではないこと

### 1 ICRPの目的は、原発前提の基準作りであること

被告らは、ICRPの基準があたかも第三者機関の科学的な知見であるかのごとく主張しているが、そうではない。原告ら第25準備書面でも触れたが、ICRPは、第三者的、公的機関ではなく、放射線を有効に利用するという観点に立って維持されている機関であり、あくまで原発の推進に支障を来さないことが前提となっている。

ICRPのHPが明らかにしている全構成員（Full membership）のうち、日本人メンバーは、甲斐倫明（主委員会、作業グループ91.93）、荻野晴之（科学秘書局秘書官補佐）、樋口敏広（科学秘書局、第一委員会）、小笹晃太郎（第一委員会、作業グループ91）、酒井一夫（第一委員会、作業グループ91）、佐藤達彦（第二委員会、作業グループ96）、細野眞（第三委員会、作業グループ101）、伴信彦（第四委員会、作業グループ102）、本間俊充（第四委員会、作業グループ93）、遠藤章（作業グループ90）、佐藤大樹（作業グループ90）、斎藤公明（作業グループ90）、栗原・サイオ・千絵子（作業グループ94）、保田浩志（グループ98）、米倉義晴（作業グループ101）、浜田信行（作業グループ102）の16人である。そのうち、甲斐氏は大分県立看護科学大学、樋口氏は京都大学、細野氏は近畿大学に各所属する大学の研究者であるが、そのほかのメンバー13人は、原発推進関連団体に所属し、あるいは関係している。なお、作業グループ91は、低線量放射線リスク影響と放射線防護目的のための低線量被ばく率を扱っている。同グループには、12人の研究者が所属しているが、そのうち4人が日本のメンバーである（甲斐、小笹、酒井の3氏と米国人で日本の放射性影響研究所副所長のロイ・E・ショーワ教授の計4氏が帰属を日本とされている）。日本が委員の3分の1の割合を占め、その人数が4人となるような作業グループは、これだけ

である。

## **2 日本人 ICRP メンバーの所属機関について**

### **(1) 荻野晴之氏**

まず、荻野氏は電力中央研究所に所属している。同研究所は、被告東京電力などの電気料金の 0.2% が運営資金であり、歴代理事長をみると、すべて電力会社の出身者によって構成されている。すなわち、横山通夫（1971 年 6 月～1980 年 6 月・元中部電力会長）、成田浩（1980 年 6 月～1991 年 6 月・元東京電力副社長）、依田直（1991 年 6 月～1999 年 6 月・元東京電力副社長）、佐藤太英（1999 年 6 月～2005 年 6 月・元中部電力副社長）、白土良一（2005 年 6 月～2009 年 6 月・元東京電力副社長）、各務正博（2009 年 6 月～現在・元中部電力副社長）である。以上からみると、電力中央研究所は、電力会社の資金により、電力会社の意向によって運営されている機関という性格のものである。

### **(2) 小笹晃太郎氏**

小笹氏は、2008 年以降財団法人放射線影響研究所（放影研）の疫学部長（ただし、2015 年、放影研は、日本量子科学技術研究開発機構の一部となっている。以下過去とのつながりを明確にするため「放影研」という。）を勤めている。放影研は、被告国と米国が設立した組織で、被爆者のデータを得るため、治療はせずに調査だけをしてきた団体である。元 ICRP メンバーであった丹羽太貫（にわおおつら）氏が理事長を務めているが、同氏は、ようやく今年の 6 月になって、理事長として、放影研の前身である ABCC（原爆傷害調査委員会）が被爆者の治療をせず、被爆の生命・身体への影響の調査だけをしてきたことについて謝罪をするに至っている。放影研は、広島、長崎の被爆者を中心に低線量被ばくの生命・身体への影響について調査をして

きた団体である。ICRPを含め、被告東京電力がいう国際的合意の前提となる広島、長崎の資料を提供してきたのが放影研である。

### **(3) 酒井一夫氏**

酒井氏は、2006年まで電力中央研究所の研究者であったが、2006年以降放射線医学総合研究所（以下「放医研」という。）に所属し、現在、放射線防護研究センターセンター長である。放医研は、1957年に発足した放射線医学に関する総合研究所で、平成13年文科省所管の独立行政法人となった。役員は、理事長のほか理事4名、監事2名である。理事長である平野俊夫氏は、元大阪大学総長であり、免疫学、腫瘍病理学が専門で、平成28年に日本量子科学技術研究開発機構が発足すると、その初代理事長に就任している。残りの理事3名のうち、2人は科学技術庁、1人は日本原子力研究所の各出身である。監事の2名のうち1人は文科省の出身であり、もう一人は元帝人の取締役である。酒井氏は、放射線ホルミシスの研究者で、低線量の放射線は人体に良い影響を与えるという効果について研究している。

### **(4) 佐藤達彦氏**

佐藤達彦氏は、日本原子力研究開発機構に所属する研究者であり、同機構は、2015年から国立研究開発法人となったが、それ以前は、理事長、副理事長は、原子力研究所の出身であり、理事の中には、元動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」という。）の東海事業所核燃料技術開発部長、元文科省大臣官房審議官などが含まれている。つまり日本原子力研究開発機構は、原発を推進してきた原研及び動燃並びに文科省の出身者によって運営されている団体である。

### **(5) 伴信彦氏**

伴氏は、環境省原子力規制委員会のメンバーである。大学院卒業

後は、動燃に所属していた。原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）のメンバーでもある。

#### **（６）本間俊充氏**

本間氏は、日本原子力研究開発機構安全センター長であった研究者であり、元原子力研究所に所属していた。（なお、同氏は、原子力安全委員会が、子どもについても年 20mSv で安全かどうかについて専門家として意見を聞いた 2 人のメンバーの一人である。同氏は、ジャーナリスト江川紹子氏のインタビューに対し、年 20mSv で安全であるとは回答していない、「適切ではない」と申し上げたと述べている。しかし、江川紹子氏は、原子力安全委員会から年 20mSv を決定するにおいて意見を聞いた 2 人の専門家は 20mSv とすることは適切だと判断していると聞いており、またその一人は、本間氏であると確認していると述べている。もし、そうだとすると、安全委員会は、本間氏の発言を無視して全員が年間 20mSv ミリシーベルトの決定を適切だと判断したと虚偽の事実を述べていたことになる。）

#### **（７）遠藤章氏**

遠藤氏は、元日本原子力研究所の研究員であり、2005 年に同研究所が核燃料サイクル機構と合体して以降は日本原子力研究開発機構の研究員である。日本原子力研究開発機構の理事長は、2015 年、文科大臣によって、三菱重工副社長であった児玉敏雄氏が任命されている。国内の加圧水型原子力発電プラントは、運転中 24 基を超え、これらの合計出力は 2000 万 kw に達しているが、このうち、初期の数プラントを除き、三菱重工が主契約者となって、設計・製作・建設のすべてを担当している。原発を推進することは三菱重工にとって重大な利害を有しているのである。また、同年副理事長に任命されたのは、文科省大臣官房審議官田口康氏である。原発を推進する

企業と文部官僚の出身者によって維持されているのが日本原子力研究開発機構である。

#### **( 8 ) 佐藤大樹氏， 斎藤公明氏， 栗原千絵子氏**

佐藤大樹氏， 斎藤公明氏も， 日本原子力研究開発機構の研究員である。

また， 栗原千絵子氏は， 放射線医学総合研究所（放医研）の生命倫理の研究者である。2016年以降は， 日本量子科学技術研究開発機構（放影研）にも所属している。

#### **( 9 ) 米倉義晴氏**

米倉義晴氏は， 放医研の理事長であり， また， 平成 27 年からは， UNSCEAR(アンスケア。原子放射線の影響に関する国連科学委員会)の理事長に就任している。米倉氏は， 平成 19 年から UNSCEAR の委員を兼ねており， また， 平成 22 年には， 放医研は， これまでの IAEA（国際原子力機関）との協力関係から， IAEA 協働センターに指定され， 「放射線生物影響」についても協力関係を形成している。なお， 放医研では研究費の使用に関して多くの問題があったことから， 第三者委員会が設置され， 改善が求められたことは， 第 25 準備書面に記載したとおりである。

#### **( 1 0 ) 浜田信行氏**

浜田氏は， 元放医研の研究員でもあったが， 平成 22 年からは， 電力中央研究所原子力技術研究所放射線安全研究センターの研究員である。

#### **( 1 1 ) 保田浩志氏**

保田氏は， 1992 年に放医研の研究員となり， その後も 20 年近く放医研に勤務し， 2011 年に UNSCAR(国連科学委員会)の事務局にプロジェクトマネージャーとして勤務した後， 放医研に戻り，

2015年10月から広島大学原爆放射線医科学研究所教授として勤務している。

### 3 ICRPの基準は、原発推進団体に所属するメンバーが関与して策定されていること

以上のとおり、ICRPの日本人メンバーは、3人の大学の研究者を除けば、全員が電力中央研究所、放影研、日本原子力研究開発機構、放医研、原子力規制委員会の研究員（内1人は元研究員）である。上記のとおり、電力中央研究所は、歴代理事長が、被告東京電力または中部電力の元経営者であり、放影研、日本原子力研究開発機構、放医研は、いずれも、原子力利用を積極的に進めてきた機関であり、被告東京電力、中部電力、三菱重工などの原発運営企業、製造企業と文科省官僚とが密接に関わっている。このような機関の研究者が、何等の法的な身分保障もないまま、被告東京電力のような電力会社や被告国の意向に反して積極的に中立性を維持することは困難であることは明らかである。

なお、更に言えば、その傾向は益々強まっている。すなわち、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）によって、放影研、日本原子力研究開発機構、放医研は、いずれも国立研究開発法人又はその一部となったが、同改正法によれば、国立研究開発法人とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人（改正後の独立行政法人

通則法 3 条 2 項) である。その特徴は、これまで各省庁が行っていた評価機能を内閣総理大臣が任命する評価委員によって構成される評価委員会に一元化し、評価委員会は、理事長、監事への調査権限が付与され、直接内閣総理大臣に報告する。理事長の裁量によって研究者の給与を高額に設定することができるなど裁量権が与えられるため、理事長の権限が強化されることになるほか、政府が特定の研究の実施を法人に要求することができ、その研究成果が十分でない場合には監督省庁の大臣が理事長を解任する権限を持つことなどが規定されている。これによって、研究者の給与は理事長判断で増減が可能となり、主務官庁の大臣は一定の目的を持って研究することを求め、成果が上がらない場合には理事長の解任権限を持つことになる。その結果、内閣府からの個々の国立研究開発法人の独立性及び同法人からの個々の研究者の独立性は大きく制限されることになる。

そもそも ICRP は、イギリスの非営利団体 (NPO) として公認の慈善団体であり、助成金の拠出機関は、国際原子力機関や経済協力開発機構原子力機関などの原子力機関をはじめ、世界保健機構、ISR や国際放射線防護学会 (International Radiation Protection Association; IRPA) などの放射線防護に関する学会、イギリス、アメリカ、欧州共同体、スウェーデン、日本、アルゼンチン、カナダなどの原発を推進する各国内にある機関である。多くの原発推進団体及び原発を推進する国々からの資金提供によって運営されている。資金供与を受けても、その見解は独立している旨を主張しているが、ICRP 自体が放射性物質の利用を前提として、その安全管理を目標として、基準作りをしている団体であり、そのため、後に述べるように、人間の生命、身体や環境を護るため、原発自体の危険性を問題にするのではなく、原発の稼働を前提として、必要な基準を、原発の推進と矛盾が起きないようにしながら、人間の生命、

身体と経済的、社会的利益を計りにかけて、両立させることを目指しており、放射線のリスクだけを考慮して基準を作っているのではないのである。今後も、ますます被告国（内閣府）や被告東京電力をはじめとする原発推進団体の意向がこれらの ICRP のメンバーを通じて ICRP の基準に反映されることになることは目に見えている。その結果、犠牲になるのは、住民の生命、身体であり、地域の歴史であり、地球の環境である。汚染を放置するものは、地域の歴史の破壊者であり、地球環境の破壊者である。住民の生命、健康、環境と放射性物質とは両立できないのである。両立できないから、今、原告らはこの訴訟を起こしているのである。

### 第 3 ICRP の基準は、客観的危険性によって決められた基準ではないこと

ICRP は、放射線防御の recommendations（勧告）と guidance（指導）を provide（提供）することを使命としている。1951 年勧告では、体表面全体での X 線、ガンマ線の週間最大許容線量を 0.5 レントゲン（0.0044grays）（注：4.4 ミリグレイ＝ほぼ 4.4 ミリシーベルト。年間にとすると、その約 52 倍の約 230 ミリシーベルト）とされた。1957 年に ILO と UNSCEAR から ICRP に対しジュネーブでの 1956 年会議の結論を明らかにするよう圧力があり、1958 年に初めて公表された（出版 1 として知られている）。1977 年に 3 つの防御原則が紹介された。

- (1) その introduction（導入）が positive net benefit（肯定的な実質的利益）を produce（産出）しない限り、如何なる活動も受容されないこと
- (2) すべての被ばくは、経済的及び社会的要素を考慮に入れて（economic and social factors being taken into account）、合理

的に達成できる限り低く保たれるべき (shall be kept as low as reasonably achievable) こと

(3) 個人的被ばく線量は、委員会によって、その環境に適用される勧告の限度を超えてはならないこと

1980年代に、部分的に線量測定の修正により、広島、長崎の被爆生存者の再評価があった。1989年に被ばくによる発がんリスクの見直しが行われ、次の3つの基準が示された。

① 正当化原則 **The justification of a practice** : 如何なる放射線被ばくを含む行為も、被ばくする個人や社会に対し、**sufficient benefit**(十分な利益)をもたらさない限り、許容されるべきではないこと

② 最適化原則 **The optimization of protection** : 経済的及び社会的要素を考慮に入れて (**economic and social factors being taken into account**), 合理的に達成できる限り低く保たれるべき (**shall be kept as low as reasonably achievable**) こと

③ 個人が受けるあらゆる被ばくの総量が線量の限度を超えないこと

ここで、重要なポイントが3つある。1つは、**sufficient benefit** (十分な利益) がない限り、公衆被ばくは許容されてはならないという原則である。レントゲン検査には十分な利益があるから、多少の被ばくもやむを得ないという考え方である。言い換えれば、原発事故によって放出された放射性物質を維持することについてはいかなる利益も存在しないから、速やかに除去すべきだというのがこの原則の結論になるはずである (この点は、当然のことではあるが、前記のとおり、ICRPのメンバーである本間氏も認めているとのことである)。

もう1つは、それにもかかわらず、**economic and social factors being taken into account**（経済的及び社会的要素を考慮に入れて）とされており、要するに、これらのすべてについて、経済的、社会的要素を考慮することで、原発の推進に支障がない範囲で、かつ、費用が過分にかかるようならば許容線量を超えても仕方がないという解釈が十分に入るように創られているという性質のものだということである。すなわち、決して客観的な安全性だけを基準とする科学的な指標ではないという事実である。費用がかかったり、除去するのが社会的に大変になるのなら、被ばくしても仕方がないと言っているのである。費用がかからなければ危険であるから除去する必要があるが、費用がかかるなら安全であるから除去する必要があるというのは、科学的議論ではないことは明らかである。医療であれば、ある放射線治療の有効性とリスクの説明を受けて治療の有効性を手に入れるため、あえてリスクを背負う選択をすることは許容されてよい。しかし、全く利用価値がない放射性物質を放置してよいかどうかについて、費用がかかるから放置しますということを住民に押し付けることには、何等の合理性も科学性も存在しないのである。

そして最後に、個人の受ける総線量が規制の範囲を超えないということとは、例えば、規制の範囲を100mSvであるとすれば、年間5mSvでも20年間で100mSvに達するのであり、それ以上住み続ければ100mSvを超えてしまい、この規制に反するということである。高齢者を除き、わずか20年しか居住できない場所に戻ってくる人間はいないであろう。そして高齢者のみが帰還しても、復興はできないことは明らかである。ICRPの原則に従って、80年の生涯をその地で暮らすためには、80年間で総線量を100ミリシーベルト以内に収める必要があり、そうすると年間平均1.25ミリシーベルト以下にすることが必要となる。それにもかかわらず、緊急時には20～100ミリシーベルトまで許容できるとするのは、

およそ基準とさえ言い難いものである。

#### 第4 IAEA 国際フォローアップ最終報告書及び原子力規制委員会等の評価について

被告東京電力は、IAEA 国際フォローアップ最終報告書について言及し、「『除染を実施している状況において、1～20mSv/年という範囲内のいかなるレベルの個人放射線量も許容しうるものであり、国際基準および関連する国際組織、例えば、ICRP、IAEA、UNSCEAR 及び WHO 勧告等に整合したものであるということについて、コミュニケーションの取組を強化することが日本の諸機関に推奨される。』としているとする。

しかし、上記のとおり、事故後における 1～20mSv/年というのは、あくまで、ICRP が任意に設定した基準であり、他の機関は、この ICRP の基準について、これを受け入れているにすぎない。そして、その ICRP の基準を創っているのは、上記のような機関に所属するメンバーであることを考えれば、決して中立の基準ではないことは明らかである。

仮に被告らが主張するように 100mSv/年以下であれば安全だと仮定をしても、前記のとおり、もし、20mSv/年のまま、5年間そこで生活すれば、すぐさま累積被ばく量は 100 mSv に達するのである。乳幼児が 50 歳になるころには、累積被ばく量は 1Sv に達する。そんな場所に子どもを連れて戻ることなどできないのは当然のことである。その程度の計算は、小学生でもできることである。

仮に 20mSv/年を一時的に緊急時に許容するとしても、環境省の除染検討委員会で述べられているように翌年には 10mSv/年まで除染するというように除染を進めて年毎に減少させていき、生涯被ばく線量が 100mSv を超えないようにすることが当然の前提となっている。本来、現在残留している放射性物質による被ばくについては、有益性は皆無であるから、ICRP

の基準に照らせば、追加被ばく線量を0にすべきケースである。そのことを明確にするために本訴訟の請求の趣旨第1項でその確認を求めているのである。いずれにしても、IAEA国際フォローアップ最終報告書なるものが被告らの行為を正当化するものではない。原子力規制委員会も、また、ICRPの基準にそったものである。

また、日本産婦人科学会が福島原発事故直後の平成23年3月24日に「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内」において、妊娠中・授乳中女性が軽度汚染水道水を連日飲んでも、母体ならびに胎児に健康被害は起こらず、授乳を持続しても乳幼児に健康被害は起こらないと推定される旨を明らかにしていると述べているが、原告ら第25準備書面で明らかにしたように、福島原発事故後、流産・乳児死亡率、周産期死亡率が増加していることが報告されているのである。被告らはそうした事実を目を向けず、旧来の研究結果だけに依拠して空論を述べているだけである。そんなことで、原告らの不安が消えるものではないし、帰還が可能になるものでもない。

## 第5 UNSCEAR 及び 2013 年国連総会報告書について

UNSCEAR（原子放射線の影響に関する科学委員会）は、1955年、米国大統領アイゼンハワーの主導のもと開催された原子力平和利用会議に基づき、設置されたもので、米国原子力委員会のメンバーらが参加した。これまでも、ICRPの見解を追認する役割を果たしてきたと言われる（中川康雄『増補放射線被曝の歴史—アメリカ原爆開発から福島原発事故まで』、86～90頁）。

現在のUNSCEARの日本代表は、明石誠氏と児玉和紀氏の両名であるが、明石氏は、放医研の研究者であり、児玉氏は、放影研の研究者であり、現在、いずれも、日本量子科学技術研究開発機構に所属している。上記ICRP

のメンバーの所属機関と同じである。

2013年国連総会報告書(丙B47号証)によると、可能な限り現実的な、事故後1年間の追加被ばくによる実効線量・甲状腺吸収線量、及び生涯累積追加被ばく線量を推計した」とし、「一歳の乳児の甲状腺吸収線量は、一番高いところでも70mGy以下(半分は、食品からの摂取)」だと断定し、また、「生涯追加被ばく線量は、福島県では平均して10mSv程度(除染について考慮しない場合)」だと言う。しかし、そもそも、当初排出された放射性物質(特に放射性ヨウ素)の総量は明らかではなく、何を根拠にして一番高いところで70mGyとしているのか不明である。また、放射性ヨウ素は、揮発性が高く、遠方にまで飛来するとともに、均等にフォールアウトするものではなく、濃淡があるのであるから、その平均を求めることは全く意味がないことである(同じ福島県内に100mSvの被ばくをした人が1000人いても、1mSvしか被ばくしていない人が9000人いれば、平均で10.9mSvになるのである。平均化すれば隠れてしまうほどの量にしかないのは当然のことである。あなたは1000mSvあびているかもしれないが、0.1mSvしかあびてない人が1000人おり、平均すると、1.1mSvにしか過ぎないので安心してくださうと言うのと同じである)。

被告東京電力が述べていることは対人論証(国連の機関の評価だから正しい、80人もの研究者がいるから正しいというような推論)であり、論理学上、虚偽とされている論証方法である。最も陥りやすい虚偽である。重要なことは、どのようなデータに基づいて、どのような推論過程を経て結論に至ったのかという点であり、そのもとになったデータがどの程度正確なものなのかの具体的な検討である。この報告書を読んでも、なるほど確かにこの推論は正しいということは微塵にも了解できない。

## 第6 まとめ

被告東京電力は、ICRP や UNSCEAR や IAEA などの諸機関がのべることは、国際的合意として正しいものだという前提で議論をし、これらの国際的合意だから心配いらぬのだという議論を繰り返している。そのため、本書面では、①これらの機関の構成員が、原発を推進する団体と密接な関係を持っていること、②また、ICRP や UNSCEAR というものが決して住民の生命、健康を守るために設立されたものではなく、原発推進という優れて政治的な意図を持った機関であることを明らかにすることによって、これらの機関の「国際的合意」だから安全だなどとは到底いえないことを明らかにしてきた。

どこの機関が述べているから安心だということではなく、今、実際にチェルノブイリで何が起きているのか、福島で何が起きているのか、その事実をよくみる必要がある。低線量被ばくは、相当期間が経過して発症するに至ることが分かっているのにもかかわらず、わずか3-4年しか生存できないマウスやラットを使って研究し、そのわずかの期間に異常がないからという理由で、低線量被ばくは安全であるとか、累積被ばく量が同じでも、低線量長期被ばくの方が短時間の被ばくよりもリスクが少ないというような結論を導いても、誰も安心することはできないのである。

100mSv 以下では安全だというのは、広島、長崎のデータに基づくものである。広島、長崎のデータは、瞬時における外部被ばくに関するデータであり、内部被ばくに関する詳しいデータは分かっていない。また低線量の長期累積被ばくがどのような障害を将来もたらすのかは、広島、長崎のデータからは分からない。今、チェルノブイリやヨーロッパで明らかになりつつある低線量被ばくの影響を知れば知るほど、むしろ、原告らの不安は、日々増大しているのである。その内容は、原告ら第25準備書面に述べたとおりである。

(以上)